

国立市文化芸術条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市における文化芸術施策の推進に向けて基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術を一層身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため、条例を制定するものである。

国立市文化芸術条例案

国立市は、豊かな風土に恵まれ、落ち着いた街並みをもつ美しいまちです。地域の伝統や歴史、また大学をはじめとする様々な学びの環境を礎として、市民が力を合わせて築いてきた「文教都市くにたち」には、多様な文化と芸術を享受する大らかな気風が満ちています。

文化は市民社会の大切な基盤をつくり、芸術は人々に活力と新たな感性をもたらします。

国立市に暮らし、集う全ての人々が、文化や芸術に親しみ、心豊かに過ごせるよう、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、国立市（以下「市」という。）における文化と芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）について、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本

となる事項を定めることにより、文化芸術施策を推進し、もって「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術施策の推進に当たっては、「人間を大切にする」という市の理念にのっとり、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化と芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その積極的な活動の支援を図ること。
- (2) 特色ある文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活を活気あるものとし、にぎわいの溢れるまちとすること。
- (3) 文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携し、及び協働し、文化と芸術を通じた人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること。
- (4) 文化や芸術を楽しみ大切にする気持ちと、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること。

(基本方針)

第 3 条 市、市民及び文化芸術団体（文化芸術活動を行う団体、事業者、連盟等をいう。第 6 条において同じ。）は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進する。

- (1) あらゆる人々が文化や芸術に関わることのできる機会をつくるとともに、その環境を整備すること。
- (2) 多様な文化芸術活動について、支援するとともに、主体的な活動を行うことができるよう配慮し、それらの発展を図ること。
- (3) 国及び他の地方公共団体をはじめ、教育機関、家庭、地域等と相互に連携及び協働を図ること。
- (4) 文化や芸術を通じた世代間及び地域間の、並びに海外との多様な交流を展開すること。
- (5) 文化芸術活動に関する情報を積極的に収集し、蓄積するとともに、広く市内外へ発信すること。
- (6) 伝統文化を継承するとともに、文化財を保護し、それらの適切な活用を図ること。
- (7) 文化芸術活動を担い、その活性化に資する人材を育成し、及び支援

すること。

(8) 子ども及び青少年が積極的に文化芸術活動に参加する環境を確保すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び計画的に推進しなければならない。

2 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化と芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術施策の推進に必要な財政上の措置を講じなければならない。

(市民の権利と役割)

第 5 条 市民は、自らが文化と芸術を創造し、及び享受する権利を有するとともに、第 2 条に規定する基本理念を理解し、文化と芸術の担い手として、相互に連携しつつ、その継承に努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第 6 条 文化芸術団体は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化や芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 文化芸術団体は、相互に協力し、市民の文化芸術活動の振興に努めるものとする。

(文化芸術施策の推進に関する計画の策定)

第 7 条 市は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定するものとする。

2 前項の計画の策定に当たっては、次条に規定する国立市文化芸術推進会議に諮るとともに、市民の意見を聴かななければならない。

(推進会議の設置)

第 8 条 文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第 37 条の規定に基づき、国立市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、教育委員会の諮問に応じ、文化芸術施策の推進について調

査審議し、答申する。

- 3 推進会議は、文化芸術施策の推進に関し必要と認める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会条例の廃止)
- 2 (（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会条例（平成29年3月国立市条例第1号）は、廃止する。
(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。
第2条第39号及び別表第2中「（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会委員」を「文化芸術推進会議委員」に改める。